

青森市障がい者総合プラン一部改定の概要

一部改定前

一部改定後

第1部 総論

第1部 総論

第1章 プランの基本的事項

第1章 プランの基本的事項

1 プラン策定の趣旨

障がいのあるかたが、自ら望む自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスの充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現を目指し、「青森市障がい者総合プラン」を策定し

[一部改定(素案)1～2ページ]

1 プラン策定の趣旨

同左

[一部改定(素案)1～2ページ]

2 プランの位置付け

○「青森市新総合計画一元気都市あおもり 市民ビジョン—後期基本計画」に掲げる施策である「障がい者の地域生活支援の充実」及び「障がい者の自立した生活の確保」の施策を推進するための分野別計画

[一部改定(素案)2ページ]

2 プランの位置付け

○「青森市総合計画前期基本計画」に掲げる施策である「障がいのあるかたの地域生活支援の充実」及び「障がいのあるかたの自立した生活の確保」の施策を推進するための個別計画

○成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村における成年後見制度の利用の促進に関する計画

[一部改定(素案)2ページ]

3 プランの期間

平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間

[一部改定(素案)4ページ]

3 プランの期間

平成28年度から令和5年度までの8年間

障がい者総合プランは、「青森市新総合計画後期基本計画」（計画期間：H28～32年度の5年間）の個別計画として策定しましたが、平成31年2月に策定した「青森市総合計画前期基本計画」（計画期間：R1～5年度の5年間）に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られていることから、本プランと「青森市総合計画前期基本計画」の計画期間の終期を合わせるため、本プランの計画期間の終期を令和2年度から令和5年度まで延長します。

[一部改定(素案)4ページ]

4 プランの推進

施策の進捗度を測るために設定した「目標とする指標」の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画内容を見直すなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

[一部改定(素案)5ページ]

4 プランの推進

字句の修正あり

[一部改定(素案)5ページ]

5 青森市新総合計画後期基本計画との関連図

本プランは、青森市総合計画における障がい福祉に関する施策を総合的に進めるための計画です。

[一部改定(素案)6ページ]

5 青森市総合計画前期基本計画との関連図

本プランは、青森市総合計画前期基本計画における障がい福祉に関する施策を具体的に進めるための計画です。

平成31年2月に策定した前期基本計画の体系図に合わせた計画関連図の修正を行います。

[一部改定(素案)7ページ]

第2章 障がい者福祉の現状

第2章 障がい者福祉の現状

1 障がいのあるかたを取り巻く環境

- (1) 世界の動き
(2) 国の制度改革等と本市の動き

(1)…[一部改定(素案)8ページ]
(2)…[一部改定(素案)9～12ページ]

1 障がいのあるかたを取り巻く環境

平成27年度以降の動きの追記を行います。

(1)…[一部改定(素案)8ページ]
(2)…[一部改定(素案)9～13ページ]

2 障がい者数の推移

- (1) 本市の人口と障がい者手帳交付状況
(2) 障がい別手帳交付状況
(3) 年齢別手帳交付状況
(4) 身体障害者手帳の交付状況
(5) 愛護手帳（療育手帳）の交付状況
(6) 重度心身障がい児（者）の状況
(7) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況
(8) 障害支援区分別認定者数
(9) 障害福祉サービス利用者数の推移
(10) 特定疾患医療受給者証所持者数の推移
(11) 特別支援学級の開設数及び児童・生徒数の推移

(1)…[一部改定(素案)14ページ]
(2)…[一部改定(素案)16ページ]
(3)…[一部改定(素案)18ページ]
(4)…[一部改定(素案)20,22ページ]
(5)…[一部改定(素案)24ページ]
(6)…[一部改定(素案)24ページ]
(7)…[一部改定(素案)26ページ]
(8)…[一部改定(素案)28ページ]
(9)…[一部改定(素案)30ページ]
(10)…[一部改定(素案)32～33ページ]
(11)…[一部改定(素案)36ページ]

2 障がい者数の推移

同左

「第2章 障がい者福祉の現状 2 障がい者数の推移」
障がい者に関する統計資料については、計画策定当時の内容を現時点の内容に改める時点修正を行います。

(1)…[一部改定(素案)15ページ]
(2)…[一部改定(素案)17ページ]
(3)…[一部改定(素案)19ページ]
(4)…[一部改定(素案)21,23ページ]
(5)…[一部改定(素案)25ページ]
(6)…[一部改定(素案)25ページ]
(7)…[一部改定(素案)27ページ]
(8)…[一部改定(素案)29ページ]
(9)…[一部改定(素案)31ページ]
(10)…[一部改定(素案)34～35ページ]
(11)…[一部改定(素案)37ページ]

青森市障がい者総合プラン一部改定の概要

一部改定前

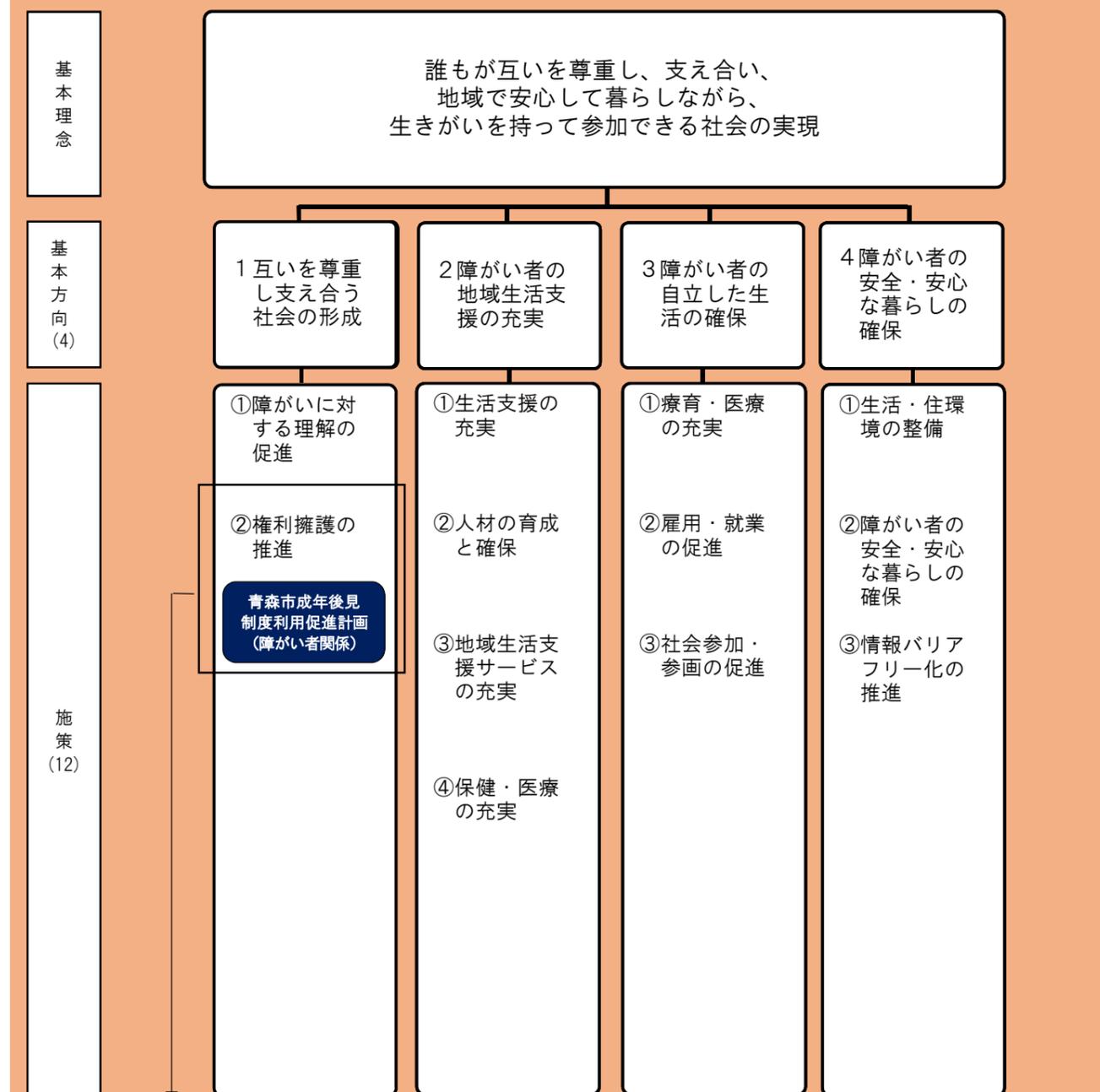
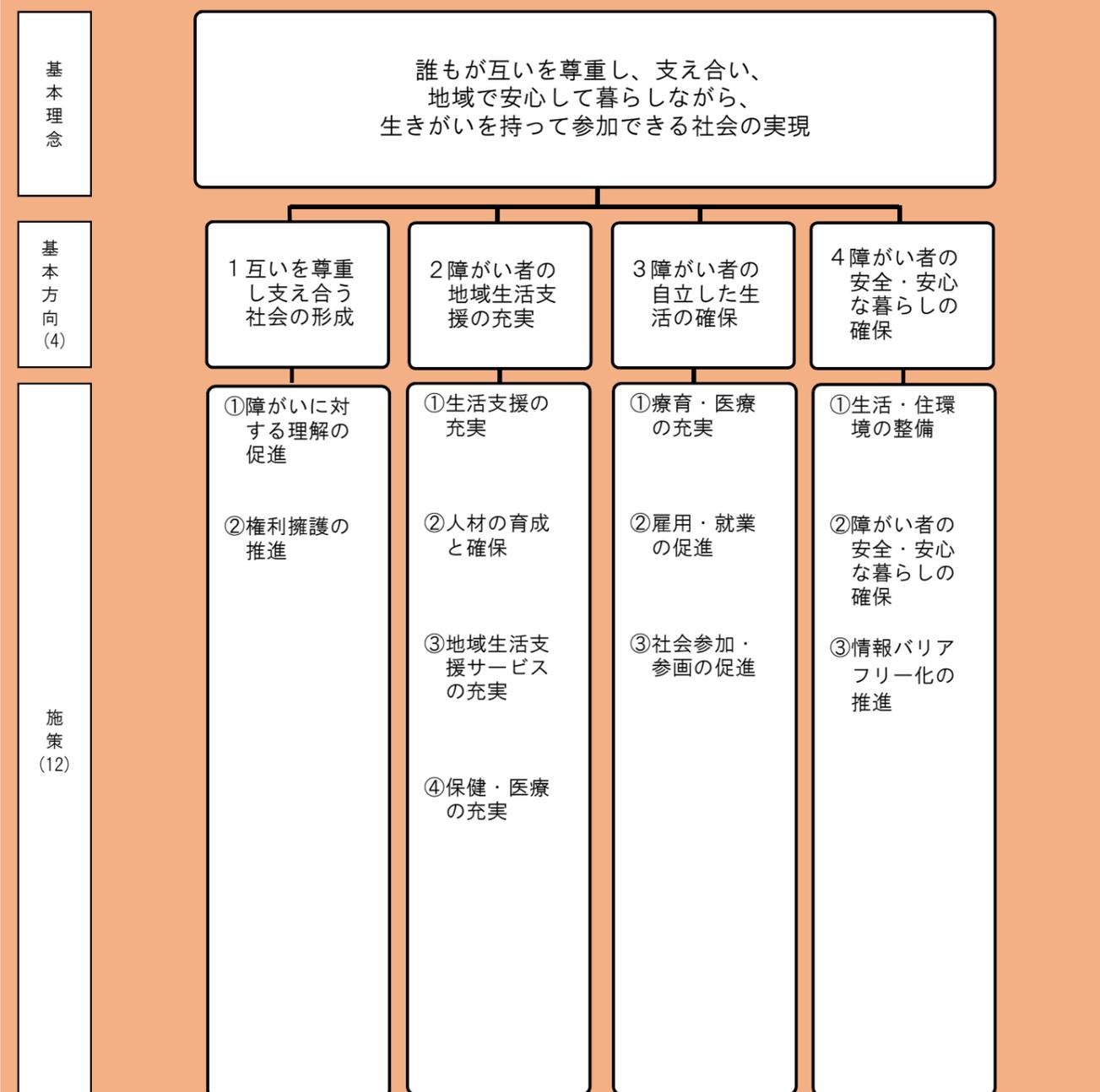
一部改定後

第1部 総論

第1部 総論

第3章 プランの基本方向

第3章 プランの基本方向



青森市成年後見制度利用促進計画として位置付け

平成28年5月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行により、計画の策定が努力義務とされた「市町村における成年後見制度の利用の促進に関する計画」について、本プラン（一部改定前）中の施策「権利擁護の推進」において障がい者に関する「青森市成年後見制度利用促進計画」として位置付けます。

[一部改定（素案）54～57ページ]

[一部改定（素案）54～57ページ]

青森市障がい者総合プラン一部改定の概要

一部改定前

一部改定後

第2部 各論

第2部 各論

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

施策の方向

障がいに対する理解をより一層促進するとともに、障がいのあるかたの権利擁護を推進します。

[一部改定(素案)60ページ]

主な取組

- 1 障がいに対する理解の促進
 - (1) 障がいに対する理解に向けた啓発
 - (2) 障がいを理由とする差別の解消
- 2 権利擁護の促進
 - (1) 虐待防止体制の強化
 - (2) 成年後見制度の利用促進と体制の整備

[一部改定(素案)60～64ページ]

目標とする指標 [一部改定(素案)64ページ]

| 指標とその説明 | 基準値 | 目標値 |
|---|-----------------|-----------------|
| ノーマライゼーションに関する満足度 誰もが住み慣れた社会で普通の生活を送ることができる街となっていると思う市民の割合 (市民意識調査) | 8.5% (H27年度) | 10.2% (R2年度) |
| 市長申立て件数 成年後見人制度の利用に係る市長申立てを行った件数 | 5人 (H26年度) | 12人 (R2年度) |

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

施策の方向

同左

[一部改定(素案)60ページ]

主な取組

- 1 障がいに対する理解の促進
同左
- 2 権利擁護の促進
 - (1) 虐待防止体制の強化
 - (2) 成年後見制度の利用促進と体制の整備

[一部改定(素案)60～64ページ]

目標とする指標 [一部改定(素案)64ページ]

| 指標とその説明 | 基準値 | 目標値 |
|---|-----------------|-----------------|
| ノーマライゼーションに関する満足度 青森市は障がい者にとってやさしい街だと思う市民の割合(市民意識調査) | 17.3% (R元年度) | 27.7% (R5年度) |
| 地域福祉計画と同様 | | |
| 市長申立て件数 成年後見人制度の利用に係る市長申立てを行った件数 | 5人 (H26年度) | 12人 (R5年度) |
| 障がい福祉計画第6期計画(現在策定中)に合わせて目標値を見直す | | |

市長申立て件数
(実績値)

| 年度 | 申立て人数 |
|-----|-------|
| H28 | 7人 |
| H29 | 2人 |
| H30 | 7人 |
| R元 | 5人 |

ノーマライゼーションに関する満足度
【指標】市民意識調査の項目変更に伴う内容修正
【目標値】市民意識調査のR1年度からR2年度の伸び2.6ポイントが毎年度増加するものとして算出

| | R1(実績) | R2(実績) | R3 | R4 | R5 |
|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 実績(目標)値 | 17.3% | 19.9% | 22.5% | 25.1% | 27.7% |
| 増減 | - | 2.6ポイント | 2.6ポイント | 2.6ポイント | 2.6ポイント |

権利擁護の促進では、「成年後見制度の利用促進と体制の整備」に向けて施策の推進に取り組むこととします。



青森市障がい者総合プラン一部改定の概要

一部改定前

一部改定後

第2部 各論

第2部 各論

第2章 障がい者の地域生活支援の充実

施策の方向

地域での生活を支援する在宅サービスの充実を図るとともに、身近で相談できる体制の充実を図ります。また、障がいのあるかたを支援する人材の育成及び確保と、保健・医療の充実を図ります。

[一部改定(素案)67ページ]

主な取組

- 1 生活支援の充実
 - (1) 相談支援体制の充実
 - (2) 日常生活における意思疎通支援
 - (3) 各種手当の支給等による経済的支援
- 2 人材の育成と確保
 - (1) 意思疎通支援のための人材養成の推進
 - (2) 相談支援専門員の確保
 - (3) 福祉・介護職員の確保
 - (4) 地域福祉サポーター制度の創設
- 3 地域生活支援サービスの充実
 - (1) 地域での生活を支援する在宅サービスの提供
 - (2) 地域における居住支援機能の集約
- 4 保健・医療の充実
 - (1) 保健・医療・福祉の連携

[一部改定(素案)67～72ページ]

目標とする指標 [一部改定(素案)72ページ]

| 指標とその説明 | 基準値 | 目標値 |
|--|-------------------|------------------|
| 障がい者福祉に関する相談者数 障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業、精神保健福祉相談事業における相談者実人数 | 1,551人 (H26年度) | 1,921人 (R2年度) |
| 地域福祉サポーター登録数 地域福祉サポーター制度への登録者数 | — | 2,166人 (R2年度) |
| 障がい者福祉に関する満足度 障がいのある方が自立した生活を送るための福祉サービスが利用しやすいと思う市民の割合(市民意識調査) | 6.0% (H27年度) | 7.0% (R2年度) |
| 産婦の訪問指導実施率 保健師による産婦への訪問指導した割合 | 83.2% (H26年度) | 90.0% (R2年度) |

第2章 障がい者の地域生活支援の充実

施策の方向

同左

[一部改定(素案)67ページ]

主な取組

- 1 生活支援の充実
同左
- 2 人材の育成と確保
同左
- 3 地域生活支援サービスの充実
同左
- 4 保健・医療の充実
同左

事業の取組状況に合わせて字句の修正あり

[一部改定(素案)67～72ページ]

目標とする指標 [一部改定(素案)72ページ]

| 指標とその説明 | 基準値 | 目標値 |
|--|--------------------|-------------------|
| 障がい者福祉に関する相談者数 障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業、精神保健福祉相談事業における相談者実人数 | 1,551人 (H26年度) | 1,989人 (R5年度) |
| 総合計画と同じ指標のためR5目標値は総合計画と等しく設定 | | |
| 地域福祉サポーター登録数 地域福祉サポーターの登録者数 | — | 2,244人 (R5年度) |
| 総合計画と同じ指標のためR5目標値は総合計画と等しく設定 | | |
| 生活支援のための障がい福祉サービスの利用者数 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)、日中活動系サービス(生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行・就労継続・就労定着支援)における延べ利用者数 | 33,633人 (H29年度) | 53,196人 (R5年度) |
| 総合計画と同じ指標のためR5目標値は総合計画と等しく設定 | | |
| 産婦の訪問指導実施率 保健師による産婦への訪問指導した割合 | 83.2% (H26年度) | 100.0% (R5年度) |
| 総合計画と同じ指標のためR5目標値は総合計画と等しく設定 | | |

○障がい者福祉に関する相談者数

| 対象事業名 | 改定前 目標値 | 改定後 目標値 | 改定後目標値の考え方 |
|------------|------------|---------------|--|
| 障害者相談支援事業 | 1,369人 | 1,468人 | H26年度からH29年度までの障がい者手帳全体交付者の平均増加率を相談人数に乘以目標値を設定 |
| 障害児等療育支援事業 | 170人 | 196人 | H26年度からH29年度までの愛護手帳交付者数の平均増加率を相談人数に乘以目標値を設定 |
| 精神保健福祉相談事業 | 382人 | 325人 | H29年度からH30年度までの増加人数を踏まえ、年13人増加するものとし目標値を設定 |
| 合計 | 1,921人 | 1,989人 | |

○地域福祉サポーター登録数

【指標】市総合計画と同じ指標のため同じ目標値とする。
H29年度以降、毎年度1%・20人増 $2,124人 + 20人 \times 6年 = 2,244人$

実績

| | |
|-----|--------|
| H29 | 2,124人 |
| H30 | 2,421人 |
| R元 | 2,271人 |

○生活支援のための障がい福祉サービスの利用者数

【指標】市民意識調査に同様な質問の設定がないため、市総合計画における指標を設定
【目標値】各事業のそれぞれの延べ利用者数の伸び率から目標値を設定した。

○産婦の訪問指導実施率

【目標値】市総合計画と同じ指標のため同じ目標値とする。

青森市障がい者総合プラン一部改定の概要

一部改定前

一部改定後

第2部 各論

第2部 各論

第3章 障がい者の自立した生活の確保

第3章 障がい者の自立した生活の確保

施策の方向

療育・教育に係る相談体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。また、障がいのあるかたの雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進し、障がいのあるかたの自立した生活を確保します。

[一部改定(素案)74ページ]

主な取組

- 療育・医療の充実**
 - (1) 療育・教育・相談支援体制の充実
 - (2) 切れ目のない支援の推進
 - (3) 障がいの状態やニーズに応じた教育の推進
 - (4) 障がい児の日中活動支援
- 雇用・就業の促進**
 - (1) 雇用の拡大と就労支援
 - (2) 福祉施設から一般就労への移行支援
- 社会参加・参画の促進**
 - (1) スポーツ・文化・芸術活動等への参加促進
 - (2) 交流機会の充実
 - (3) 障がいの特性やニーズに応じた移動支援

[一部改定(素案)75～79ページ]

目標とする指標 [一部改定(素案)79ページ]

| 指標とその説明 | 基準値 | 目標値 |
|---|------------------|-----------------|
| 子育て支援に対する満足度 子どもを安心して産み育てられる環境が整っていると思う市民の割合(市民意識調査) | 9.5% (H27年度) | 12.0% (R2年度) |
| 民間企業における障がい者の雇用率 常用従業員規模50人以上の民間企業で雇用している労働者数に占める障がい者の割合 | 1.86% (H27年度) | 2.0% (R2年度) |
| 障がい者のスポーツ施設利用者数 本市所有のスポーツ施設における障がい者の年間利用者数 | 未測定 | 未設定 |

施策の方向

同左

[一部改定(素案)74ページ]

主な取組

- 療育・医療の充実**
同左
- 雇用・就業の促進**
同左
- 社会参加・参画の促進**
同左

事業の取組状況に合わせて字句の修正あり

[一部改定(素案)75～79ページ]

目標とする指標 [一部改定(素案)79ページ]

| 指標とその説明 | 基準値 | 目標値 |
|--|-----------------|----------------------------|
| 障害児通所支援事業の利用者数 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援)の延べ利用者数 | | 障がい福祉計画第6期計画(現在策定中)に合わせて設定 |
| 民間企業における障がい者の雇用率 常用従業員規模45.5人以上の民間企業で雇用している労働者数に占める障がい者の割合 | 2.18% (R元年度) | 2.30% (R5年度) |
| 障がい者のスポーツ施設利用者数 本市所有のスポーツ施設における障がい者の年間利用者数 | 8,293人 H30年度 | 8,971人 (R5年度) |

○障がい者のスポーツ施設の利用者数の推移

| 年度 | 利用人数 |
|-----|---------|
| H28 | 7,121人 |
| H29 | ★8,971人 |
| H30 | 8,293人 |
| R元 | 10,788人 |

障害児通所支援事業の利用者数
【指標】市民意識調査に同様な質問の設定がないため、障害児のサービス利用者数を採用
【目標値】障がい福祉計画第6期計画(現在策定中)に合わせて設定

民間企業における障がい者の雇用率
【基準値】対象となる企業の常用従業員の規模変更(H30年4月から)に伴う内容修正
【目標値】市総合計画において同じ指標を設定していることから、市総合計画の令和5年度の目標値と等しく設定した。

障がい者のスポーツ施設利用者数
【基準値】平成30年度の数値とする。(令和元年度は大規模なカーリングチェア大会が開催されたことから、通常の利用者数を反映していないため)
【目標値】令和元年度を除き、平成28年度から平成30年度までの期間における利用者の最大値である平成29年度の実績を目標値として設定した。

第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保

第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保

施策の方向

障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の向上を図ります。また、障がいの特性に配慮した情報の提供を行います。

[一部改定(素案)81ページ]

主な取組

- 生活・住環境の整備**
 - (1) 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進
- 安全・安心なまちづくりの推進**
 - (1) 防災・防犯対策の推進
 - (2) 地域で支え合う体制の充実
- 情報バリアフリー化の推進**
 - (1) 障がいの特性に配慮した情報の提供

[一部改定(素案)82～85ページ]

目標とする指標 [一部改定(素案)85ページ]

| 指標とその説明 | 基準値 | 目標値 |
|--|------------------|-------|
| 道路環境に関する満足度 安全で快適に移動できる道路が整っていると思う市民の割合(市民意識調査) | 14.5% (H27年度) | 15.5% |
| 避難行動要支援者における障がい者の同意割合 災害時に安否確認や避難誘導等の支援の対象となる障がい者のうち避難支援等関係者への情報提供に同意した人数 | 13.6% (H26年度) | 17.5% |

施策の方向

同左

[一部改定(素案)81ページ]

主な取組

- 生活・住環境の整備**
同左
- 安全・安心なまちづくりの推進**
同左
- 情報バリアフリー化の推進**
同左

事業の取組状況に合わせて字句の修正あり

[一部改定(素案)82～85ページ]

目標とする指標 [一部改定(素案)85ページ]

| 指標とその説明 | 基準値 | 目標値 |
|---|------------------|-----------------|
| 道路環境に関する満足度 「道路反射鏡や防護柵など交通安全施設が整っている」「市所有の道路、橋梁などのインフラが整備されている」と思う市民の割合の平均(市民意識調査) | 26.0% (R元年度) | 42.4% (R5年度) |
| 避難行動要支援者における障がい者の同意割合 災害時に安否確認や避難誘導等の支援の対象となる障がい者のうち避難支援等関係者への情報提供に同意した人数 | 13.6% (H26年度) | 17.5% (R5年度) |

避難行動要支援者における障がい者の同意割合・目標値の達成に至っていないことから現在の目標値を据え置く

| 年度 | 同意割合 |
|-----|-------|
| H28 | 12.4% |
| H29 | 12.1% |
| H30 | 11.5% |
| R元 | 12.8% |

道路環境に関する満足度
【指標】市民意識調査の項目変更に伴う内容修正
【目標値】市民意識調査の上記2項目の平均値のR1年度からR2年度の伸び4.1ポイントが毎年度増加するものとして算出

| | R1(実績) | R2(実績) | R3 | R4 | R5 |
|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 実績(目標)値 | 26.0% | 30.1% | 34.2% | 38.3% | 42.4% |
| 増減 | - | 4.1ポイント | 4.1ポイント | 4.1ポイント | 4.1ポイント |